

『アントレサロン』利用申込書

銀座セカンドライフ株式会社 御中

申込日 年 月 日

以下の通り、利用規約に同意の上、レンタルオフィス「アントレサロン」の利用を申し込みます。

利用施設	住所利用は1箇所になりますが、施設は東京、銀座、新宿、池袋、横浜、川崎、桜木町、武蔵小杉の全店舗利用可能		
登記住所 又は 住所利用	<input type="checkbox"/> 【銀座】 東京都中央区銀座7丁目13番6号 サガミビル2階 <input type="checkbox"/> 【銀座】 東京都中央区築地4丁目7番3号 築地ファーストビル6階 <input type="checkbox"/> 【東京】 東京都中央区日本橋3丁目2番14号 新槇町ビル別館第一1階 <input type="checkbox"/> 【東京】 東京都中央区日本橋3丁目2番14号 新槇町ビル別館第一2階 <input type="checkbox"/> 【新宿】 東京都新宿区新宿2丁目12番13号 新宿アントレサロンビル2階 <input type="checkbox"/> 【池袋】 東京都豊島区東池袋1丁目34番5号 いちご東池袋ビル6階 <input type="checkbox"/> 【横浜】 神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番1号 水信ビル7階 <input type="checkbox"/> 【川崎】 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル4階 <input type="checkbox"/> 【桜木町】 神奈川県横浜市中区桜木町1丁目101番地1 クロスゲート7階 <input type="checkbox"/> 【武蔵小杉】 神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地 小杉ビルディング新館7階705 <input type="checkbox"/> 【その他】 住所利用なし（最短契約期間は2カ月になり、利用にあたって入会審査無し）		
利用開始予定月	年 月より利用開始希望（最短契約期間は6カ月、以降1カ月毎に自動更新）		
プランの種類 月額利用料（税別）	<input type="checkbox"/> バーチャルオフィス 3,800円	<input type="checkbox"/> フリーデスク 9,505円	<input type="checkbox"/> 個室 □50,000円 □70,000円 □150,000円
オプションサービス 月額利用料（税別）	<input type="checkbox"/> e-mail 報告サービス 1,000円	<input type="checkbox"/> 郵便転送サービス 2,000円	<input type="checkbox"/> 専用ロッカー(暗証番号4桁) 1,500円 () <input type="checkbox"/> 社名掲出 300円

●ご契約者名義

法人契約の場合	法人名	フリガナ	印	
	代表者名	フリガナ	(代表印)	
個人契約の場合	個人名	フリガナ	印	
	決まっている方は 屋号・設立予定の 法人名	フリガナ	(個人実印)	
住所 ※法人・団体の場合は 本店住所	〒 電話番号 FAX			
事業内容	(※) 業務案内のパンフレットやホームページの印刷物でも結構です。			
利用者名	フリガナ	生年月日(西暦) 年 月 日(満 歳)		
	役職		e-mail	
	電話番号		携帯電話番号	
申込人の経歴	(学歴) (経歴)			
アントレサロン利用において、裏面の内容について誓約いたします。				
住所 商号・屋号 代表者(氏名)				印

誓約書

私（当社）が、アントレサロンを利用するにあたり、以下のとおり誓約いたします。

（反社会的勢力に関する条項）

- 1 以下の事項を表明し保証します。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくは社会運動標ぼうゴロその他これらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）との間において、次の関係を有しないこと。
 - ア 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - イ 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ウ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - エ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
 - ④ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - ⑤ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
 - イ 他人・他者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ウ 偽計又は威力を用いて他人・他者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - エ その他上記に準ずる行為
 - ⑥ 本物件を暴力団事務所（暴力団の活動拠点となっている施設又は施設の区画された部分。以下同じ）として、使用しないこと及び第三者をして暴力団事務所として使用させないこと。
 - ⑦ 前各号のいずれかに違反することが判明したときは、本契約解除について異議を述べないこと。

（利用における順守事項）

2 当社は、アントレサロンおよび建物の共用部分を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、他の利用者等に迷惑となる行為、その他アントレサロンの建物に損害を及ぼすような行為を致しません。

（登記）

3 当社が、アントレサロンを本店又は支店の所在地として登記している場合に、解約を希望する場合は、本店又は支店を変更しその旨の登記を行った後、解約の申出をします。理由の如何にかかわらず、利用契約が終了する場合には、当社は、当社の負担と責任において、本店又は支店を変更しその旨の登記を行います。

以 上